

令和6年

第11回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和6年10月25日 午後1時30分から

場所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 安池幸子

9番 守屋智

10番 加藤敏郎

3番 竹内裕一

11番 渡邊康弘

5番 山口秀雄

12番 仲出川治幸

6番 鈴木洋有

13番 石井雅浩

7番 平原則子

15番 柳田進

8番 青木貞治

16番 戸塚昭雄

2 欠席委員

2番 吉川幸夫

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添田政夫 吉川京男 柏木博 二宮晃一

5 出席事務局員

事務局長 木村公哉

書記 久保田徳人

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
について

議案第33号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議案第34号 非農地証明交付申請の承認について

議案第35号 農業委員の辞職願について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第32条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきたいと思いません。

《傍聴人入室》

議長 ただ今の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので令和6年第11回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、2番吉川幸夫委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、6番鈴木洋有委員と7番平原則子委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、議案書の1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第31号1番を朗読・説明》

書記 議案第31号1番の内容につきましては、JR東海道新幹線開通に伴い線路で分断された農地の一部が、面積が小さく、形状の悪い状況になったことにより耕作放棄地となった農地を隣接農家が購入するもので、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、10月11日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認をしました。

議長 議案第31号1番につきましては現地確認をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番委員（竹内） 3番の竹内です。議案第31号1番の農地について、10月11日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は遊休化した露地畑1筆で、面積や形状から営農には不向きと考えられますが、隣接農家を買うことで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

それでは、議案第31号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 売買価格はどのように決めているのですか。その根拠は。

書記 農地の価格については、普通の不動産のように不動産事業者が土地価格を把握しているのではないので、不動産鑑定士に依頼するか、付近の路線単価を参考に概算で出すか、当事者が協議して決めるかとなります。今回は売り手と買い手が協議して決めたようです。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第31号1番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第31号1番は原案とおりの決定いたしました。

議長 次に議案第32号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第32号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は議案書3ページの新規1件で、場所につきましては総会資料の2ページ及び3ページをご覧ください。

大磯町長より令和6年10月9日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第32号1番を朗読》

書記 議案第32号1番については、先月に審議を行い承認されました議案ですが、農地中間管理機構（公益社団法人神奈川県農業会議）より、手続きに誤りがあったため、改めて審議の依頼が来ました。なお、議案内容については先月と変わりません。申し訳ござ

いませんが、今一度、審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、本議案は先月に議決した議案の再審議とのことです。

では、議案第32号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 どんな誤りがあったのか。

書記 担当課と農地中間管理機構との手続きの順序に誤りがあったため、神奈川県の下りなかったとのことです。

委員 今後はこのようなことのないようにお願いします。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第32号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第32号1番は原案とおりに決定いたしました。
なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 次に議案第33号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題に供します。
それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第33号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、議案書4ページ及び5ページの3件でございます。場所につきましては総会資料の4ページから8ページをご覧ください。

本議案は、平塚税務署からの確認依頼に基づき、相続税の納税猶予に係る免除を確定するためにすべての特例農地が適正に耕作されているか最終確認をするもので、いわゆる「納税猶予の明けの確認」と言われるものです。

最初に議案第33号1番について説明します。

事務局 《議案第33号1番を朗読》

書記 当該農地は、市街化区域にある露地畑3筆、栗畑1筆、イチゴの栽培をしているビニールハウス1筆です。市街化区域内の農地の相続税は高額になるため、相続人が一人しかいない場合などは納税猶予制度を利用することが多いです。

市街化区域の場合は20年間自作することで相続税が免除されますが、身体障害等のやむを得ない事情で営農困難になっても貸付をすることで猶予は継続されます。

また、適用農地面積の20%超を譲渡すると猶予が打ち切りとなり、相続税と猶予期間に対応した利子税を納めることとなります。

なお、当該農地について、国府本郷地区担当の加藤委員及び事務局で10月11日に現地確認を実施した結果、農地の一部が管理できていないことを確認しております。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした国府本郷地区担当の加藤委員から説明をお願いいたします。

10番委員（加藤） 10番加藤です。議案第33号1番の農地について、10月11日に私と事務局で現地確認を行いました。

栗畑とビニールハウスは適正に管理されていましたが、露地畑の一部は刈った後の雑草が伸びていましたので、もう少し管理をして頂きたいと思います。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように管理を徹底して欲しいとのこと。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 雑草が生えていたのは果樹の下草のことですか。

書記 露地畑の一部は果樹畑となっていて下草が伸びていました。

委員 納税猶予では、どこまで確認するのですか。

書記 最終的には、税務署の調査員が所有者に内緒で現地確認をするので、どこまで対応すればよいというものはありません。検査が終わるまでは指摘されないよう常に管理しておかなければ安心はできません。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第33号1番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第33号1番について、原案とおりの決定しました。次に議案第33号2番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第33号2番を朗読》

書記 当該農地は、ミカン畑15筆でビニールハウスもありますが、現在、温室ミカンは栽

培していません。

なお、当該農地について、虫窪地区担当の守屋委員及び事務局で10月11日に現地確認を実施した結果、すべての農地が適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございました。では、現地調査をお願いした虫窪地区担当の守屋委員から説明をお願いいたします。

9番委員（守屋） 9番守屋です。議案第33号2番の農地について、10月11日に私と事務局で現地確認を行いました。

一部は枯れているものもありましたが、新しい苗を植える予定とのことで、すべての農地は適正に管理されていることを確認しております。

議長 ありがとうございました。ただいま報告がありましたように、確認事項を満たしているとのことです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第33号2番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第33号2番について、原案とおりに決定しました。
次に議案第33号3番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第33号3番を朗読》

書記 当該農地は、露地畑1筆とビニールハウス2筆ですが、すべて適正に管理されていることが確認できました。

なお、当該農地について、国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で10月11日に現地確認を実施した結果、すべての農地が適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございました。では、現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から説明をお願いいたします。

13番委員（石井） 13番石井です。議案第33号3番の農地について、10月11日に私と事務局で現地確認を行いました。

農地所有者は高齢の女性の方ですが、すべての農地は適正に管理されていることを確

認しております。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、確認事項を満たしているとのこと。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 市街化区域には生産緑地制度というものがあって税金が軽減されていますが、大磯町にはないのですか。

書記 政令指定都市や市には生産緑地制度がありますが、大磯町にはありません。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第33号3番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第33号3番について、原案とおりに決定しました。
以上で議案第33号を終わります。
なお、本議案の決定事項は平塚税務署に報告します。

議長 次に議案第34号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。
では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第34号「非農地証明交付申請の承認」につきましては、議案書6ページの2件
でございます。場所につきましては総会資料の9ページと10ページをご覧ください。
最初に1番について説明します。

事務局 《議案第34号1番を朗読・説明》

書記 議案第34号1番の内容につきまして、非農地証明についての審議事項でございます。
非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」
(平成24年8月1日施行)に基づき、農業振興地域内の農用地でないことなどの指針
で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能で
す。

当該農地は、畑1筆ですが、斜面地で営農が困難なため山林化して現在に至っていま
す。また、石神台分譲地の開発に伴い市街化区域になったことから固定資産税も高くな
ったので現況に合わせて山林に地目変更をしたいとのこと。

なお、10年以上に渡り山林となっていて農地性はなく、かつ、過去に違反転用の追
及を受けたことはありません。

なお、10月11日に国府新宿地区担当の石井委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から説明をお願いいたします。

13番委員（石井） 13番石井です。議案第34号1番の農地について、10月11日に私と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は、長年に渡り山林となっており、農地性がない状況であることを確認しました。

また、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのこと。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 この農地は第何種農地に該当するのか。

書記 市街化区域ですので該当なしです。市街化調整区域について、農業振興地域内の農用地、(甲種農地)、第1種農地、第2種農地、第3種農地と分別されます。

委員 市街化区域は転用届で地目変更できるが、非農地証明も出せるのか。

書記 通常は市街化区域の農地の地目変更を行うには転用届により行いますが、転用目的を記載する必要があります。ただ単に地目を現況に合わせて変更したい場合は非農地証明を用います。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第34号1番について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第34号1番について非農地証明を交付することに決定いたしました。

では、事務局より2番について議案の朗読と説明をお願いします。

書記 2番について説明します。

事務局 《議案第34号2番を朗読・説明》

書記 議案第34号2番の内容につきましても、指針の要件をすべて満たしているので非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、小田原厚木道路に隣接する畑2筆ですが、日当たりも悪く湿気が多いため10年以上に渡り竹林となっていて農地性はなく、かつ、過去に違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、10月11日に生沢地区担当の竹内委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした生沢地区担当の竹内委員から説明をお願いいたします。

3番委員（竹内） 3番竹内です。議案第34号2番の農地について、10月11日に私と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は、長年に渡り竹林となっており、農地性がない状況であることを確認しました。

また、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのこと。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第34号2番について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者多数により、議案第34号2番について非農地証明を交付することに決定いたしました。

以上で、議案第34号を終わります。

議長 次に議案第35号「農業委員の辞職願について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第35号「農業委員の辞職願について」につきましては、議案書8ページの辞職願の写しをご覧ください。

事務局

《議案第35号を朗読・説明》

書記 議案第35号につきましては、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)第13条に「正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」とされています。

よって、農業委員を辞職するときは、「辞職願」を農業委員会に提出して農業委員会総会で承認された後、大磯町長の同意を得て辞職することになります。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、農業委員の辞職について農業委員会の承認が必要とのこと。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第35号について承認に賛成される方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者多数により、議案第35号について承認することに決定いたしました。

議長 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書9ページ及び10ページの4件でございます。

事務局

《報告第1号1番から4番を朗読》

書記 報告第1号1番から4番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番から4番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《質疑なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、

事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書11ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の11ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書12ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の12ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番を朗読》

書記 報告第3号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

委員 8月末の大雨で、富士見地区の農地がいくつも崩落した。被害の集計をしているのは

農業委員会事務局ですか。

書記 産業観光課の産業振興係になります。

委員 被害状況の取りまとめ結果について情報が欲しい。また、補助金などについても伺いたい。

委員 職員に総会に出てもらって報告して欲しい。

書記 産業観光課の職員が総会に出席して被害報告や補助金の説明をするには、農業委員会からの依頼に基づいて産業観光課長が判断します。

委員 ぜひお願いします。

委員 西小磯には市民農園が3ヶ所あるが、利用者が道路脇に駐車している。特に木ノ川農園は万田道沿いなので、通行する車のスピードが出ているため危険である。利用者に駐車禁止の周知徹底をお願いしたい。

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和6年第11回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

それでは、傍聴人は退出してください。

《傍聴人退出》

(午後3時45分)